

令和3年3月5日

新城市長 穂積 亮次 様

新城市男女共同参画審議会
会長 鄭 智允

新城市の男女共同参画施策について（答申）

令和2年8月19日付け新ま7・1・9にて諮問のあったこのことについて下記のとおり答申します。

記

諮問事項

男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画の実施状況の点検及び評価に関すること

このことについては、新城市男女共同参画プラン後期と新城市パートナープランに掲げる基本目標に分類される各施策について、令和元年度実績報告及び令和2年度実施計画の提出を求め、審議を行いました。

今年度は、新城市パートナープランの初年度であり、積極的に施策を取り組み、推進されることを期待するとともに、新城市男女共同参画プラン後期の最終年度の評価点検として計画全体の進捗を検証し、掲げる目標ごとに意見を以下のとおりまとめました。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革

基本的課題1-4 女性や子どもに対する暴力の根絶

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みが不可欠です。近年、配偶者等からの暴力等を受けた経験のある高齢者からの相談も増加しています。DV被害者はDVに対して個人的な問題としてとらえ、被害が潜在化・深刻化する傾向にあります。

新城市パートナープランでは、より軽度のうちにどの世代も安心して相談できるような体制を整え、必要な支援を適切に受けられるような環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

基本目標 2 あらゆる分野への社会参画の促進

基本的課題 2-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性がこれまで以上に活躍するために、幅広い分野にわたる人材の発掘と育成等に努め、女性自身が政策・方針決定過程に参画しようとする意欲と能力を高めることが必要です。

審議会等への女性の登用の目標値を30%と掲げていますが、調査開始以降微増傾向にはありますが、本年度4月現在では25.60%であり、依然として目標値を下回る状況にあります。女性の参画を推進していくためには、男女間の格差のない人事管理の推進や人材育成に積極的に取り組み、計画的な登用がなされることが重要です。女性のための研修や学びの機会を積極的にPRするとともに、セミナーや研修会等に参加しやすくなるような環境整備や仕組みづくりを求めます。

基本目標 3 就業環境と就業条件の整備

基本的課題 3-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

男性の家庭生活、地域活動への参画をより一層推進するとともに、長時間労働を前提とする従来の働き方を見直し、男性の育児休業の取得を促進させるなど、意識改革が必要です。

また、働く女性、働きたい女性が増えている反面、仕事と育児・介護（ダブルケア）などの問題も顕在化しています。

平成30年度に実施した市民意識調査によると、家庭生活の理想として食事、洗濯、掃除は夫婦が協力して行うことが望ましいと回答している人が7割以上であるにも関わらず、調査結果では7割以上の家庭が主に女性が担っているという回答であり、未だ固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

ワーク・ライフ・バランスや男性の育児休業など言葉や制度を整えるだけでなく、社会全体が意識を変え、テレワーク等、ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方を推進するなど、男女共に子育てや介護がしやすい環境づくりや支援策の充実を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する取り組みを社会全体で実現できるよう取り組んでいただきたい。

基本目標 4 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

基本的課題 4-1 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

男女共同参画社会の実現のために生涯を通じて健康で充実した生活を送るには、男女が互いの身体の違いに対する理解を深め、人権を尊重し相手に対する思いやりをもって生きていくことが重要な要件となります。男女が共に経験するライフステージごとの健康課題や女性の妊娠・出産期について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。

これまでの市の施策により、乳幼児からの健康の促進への支援や情報提供など、健

康に関する支援の充実が図られたことについては評価できるものと考えます。

新プランにおいては、子供たちの健やかな心身の発達が図れることや性別や年齢に関わらず、各ライフステージにおいて主体的に健康づくりに取り組むことができるような支援の拡充を図り、困難を抱えた人が社会的に孤立をせず、安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実や、実情に応じた支援に取り組んでいただきたい。

共通事項

新都市パートナープランは、今年度が計画期間の初年度であり、男女共同参画の実現に向け具体的な成果目標を定めて策定されています。このプランは、これまでの新都市男女共同参画プランの成果を引き継ぎ、将来に向けての新たな展望を切り開く役割を担っていると考えます。

新しい評価方法は、従来通りの担当課独自の評価に加え、外部評価として審議会委員が評価する仕組みとなりました。審議会委員が各施策に対して付した意見をふまえながら、さらには男女共同参画に関するさまざまなアンケート結果も参考にし、住民目線で事業実施に取り組み、また、国や県の動向等を見据え、課題を未然に防止する新たな視点からの施策を計画することで、より一層効果のあるプランの推進を要望いたします。

おわりに

今なお猛威をふるい続ける新型コロナウイルス感染症は、これまでの社会基盤や生活様式を大きく変えることとなりました。新型コロナウイルス感染症流行以前のよう生活に戻ることは難しいと思われませんが、そのような時代であるからこそ、性による偏見・差別をなくし、女性、若者や高齢者はもちろんのことLGBTなど性的少数者や外国人など、あらゆる立場の人々が、互いを尊重し許容し、個性と能力を十分に発揮できる社会になることを期待します。

また、行政や社会のデジタル化が急速に進む中において、時差出勤やテレワーク、行政手続のオンライン化など、新しい働き方を一層進めるとともに、あらゆる立場の人々が誰一人取り残されることのない社会づくりに努められ、度重なる緊急事態においても柔軟な対応をもって持続可能な社会の構築に努められることを強く要望いたします。